明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務一五八）　一

省令

○総務省令第百五十八号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月九日

総務大臣　川端　達夫

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第三十八号及び第四十八号」を「第三十八号、第四十八号、第六十四号及び第六十五号」に改め、同号の表第一号中「二七七、〇〇〇円」を「三〇五、〇〇〇円」に改め、同表第四号一中「三八一円又は四五〇円」を「三八四円又は四五二円」に改め、同号三中「三八一円」を「三八四円」に、「一、〇四六、〇〇〇円」を「一、〇四七、〇〇〇円」に、「四五〇円」を「四五二円」に、「三〇六、〇〇〇円」を「三〇七、〇〇〇円」に改め、同表第十号二中「二六三円」を「二七〇円」に、「一六七円」を「一六六円」に改め、同表第十号中「特定被災地方公共団体をいう。以下同じ。」を「特定被災地方公共団体をいう。」に改め、同表第十一号一中「当該道府県が経営するもの」の下に「、当該道府県が組織する一部事務組合又は広域連合が経営するもの」を、「経営するものをいう。以下同じ。）」の下に「（都道府県及び市町村が組織する組合の経営する病院又は都道府県及び市町村が設立する公営企業型地方独立行政法人が経営する病院にあつては、都道府県知事の申告に基づき総務大臣が指定した都道府県及び市町村が経営するものとみなす。次号から第六号までにおいて同じ。）」を加え、同号一の表中「（ただし、精神病床を有する場合であつて、一般病床等の数が百未満のときは、百から一般病床の数を控除して得た数を上限として精神病床の数を加える。）」を削り、「八七七、〇〇〇円」を「一、〇九三、〇〇〇円」に改め、「又は第二号の」を削り、「七三二、〇〇〇円」を「八七四、〇〇〇円」に改め、同号二中「一二、七六二、〇〇〇円」を「二一、六一三、〇〇〇円」に改め、同号三中「について、前年度の三月三十一日現在における救命救急センターごとにその有する病床の数に四、四七二、〇〇〇円を乗じて得た額（病床の数が三十以上の場合は、一三四、一六六、〇〇〇円）を「の数として総務大臣が調査した数に一四四、六二五、〇〇〇円を乗じて得た額」に改め、同号四の表中「三、九八六、〇〇〇円」を「四、一四二、〇〇〇円」に、「三、一八九、〇〇〇円」を「三、三一四、〇〇〇円」に、「一、八七一、〇〇〇円」を「二、二六一、〇〇〇円」に、「一、四九六、〇〇〇円」を「一、八〇九、〇〇〇円」に改め、同表第十四号中「一六七円」を「一六六円」に改め、同表第十七号中「生じているもの」の下に「又は前年度において前事業年度から繰り越した欠損金（以下「繰越欠損金」という。）があるもの」を、「当該経常収支の不足額」の下に「又は当該繰越欠損金の額」を加え、同表第十八号一の表中「一、六〇〇、〇〇〇円」を「一、四四〇、〇〇〇円」に、「一〇〇、〇〇〇円」を「九〇、〇〇〇円」に、「二九〇、〇〇〇円」を「三二〇、〇〇〇円」に、「二四〇、〇〇〇円」を「二六〇、〇〇〇円」に改め、同表第十九号中「1,789円」を「1,793円」に改め、同表第二十一号中「78,000円」を「74,000円」に改め、同表第二十七号中「210,000円」を「202,000円」に改め、同表第二十九号中「463,188円」を「439,463円」に改め、同表第三十三号中「八三、〇〇〇円」を「八一、〇〇〇円」に、「328,000円」を「311,000円」に改め、同表第四十一号中「25.4円」を「24.0円」に改め、同表第四十二号中「8,770,000円」を「8,210,000円」に改め、同表第五十二号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「十二・八パーセント」を「十三・〇パーセント」に、「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「九十三・九パーセント」を「九十五・九パーセント」に改め、同号の表中「平成二十一年度末」を「平成二十二年度末」に改め、同表第六十三号の次に次の六号を加える。